

東京都

公

目

次

78

○令和五年定例監査 関する報告の公表…………(東京都監査委員)… (令和四年度執行分) の結果に

告

公

定により、令和5年定例監査(令和4年度執行分)の結果 に関する報告を次のとおり公表する。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規

藤靖子監査委員は関与していない。 関与し、鈴木章浩監査委員、小山くにひこ監査委員及び後 員、伊藤こういち前監査委員及び岩田喜美枝前監査委員が なお、監査報告の決定に当たっては、伊藤ゆう前監査委

令和5年11月28日

東京都監査委員 缯 +訲

東京都監査委員 茂 山

N

東京都監査委員

÷

E

くにひこ

東京都監査委員 東京都監査委員 兹 K H 1

> 票 雄

後

丰

1

監査の目的

船上

監督の概要

に準拠して監査を実施した。 ているかについて、東京都監査委員監査基準(令和2年東京都監査委員告示第2号) に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われ 地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務

監査の対象

施している事業についても対象とした。 令和4年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実

あわせて、令和4年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

ω

局別の実地監査期間は、別表1のとおりである。 令和5年1月6日から令和5年9月7日まで

4

監査実施状況 今回の定例監査は、全30局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。

(表1) 監査実施状況

局別の実地監査場所は、別表2のとおりである。

%	50.0	436	871	計
%	40.2	293	728	事業所
%	100.0	143	143	本庁
	実施率	実施箇所数	対象箇所数	区分

(注)このほか、財政援助団体4団体への実地監査を行った

監査の着眼点

ഗ

の視点に立った検証を行った。 はもとより、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、都民 本監査では、東京都監査委員監査基準に基づき、都の事務や事業について、合規性

 \triangleright

重点監査事項

いる都の様々な施策を含め、監査対象局の事業の特性、社会経済状況や事業執行上の リスクを考慮して、局ごとにテーマを設定し、監査を実施した。 都民生活の豊かさや東京の持続的成長を目指し、次なるステージに向けて展開して 重点監査事項は、表2のとおりである。

(表2) 重点監査事項一覧

局名	重点監査事項(テーマ)
政策企画局	海外広報の推進について
子供政策連携室	子供に対する情報発信等の取組について
総務局	都庁舎警備のデジタル化について
財務局	都庁本庁舎における省エネルギー・再生可能エネルギー拡大 への取組について
デジタルサービス局	スマート東京の先行実施エリア(西新宿)の取組について
主税局	子育て支援に向けた税制支援について
生活文化スポーツ局	東京文化戦略 2030 について
都市整備局	運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について
住宅政策本部	空き家施策推進事業について
環境局	プラスチックに関する資源循環の推進について
福祉局	世界に誇る長寿社会の実現について
産業労働局	デジタル人材プロジェクトについて
中央卸売市場	経営計画を踏まえた市場施設の管理について
建設局	ナラ枯れ対策について
港湾局	国際観光港湾に向けた活動状況について
東京消防庁	安全・安心な都市の実現に向けた取組について
交通局	バス車両の点検整備について
水道局	スマートメータの導入について
下水道局	浸水対策について
教育庁	都立学校におけるTOKYOスマート・スクール・プロジェ クトについて
警視庁	デジタル化の推進に向けた取組について

(注) スタートアップ・国際金融都市戦略室、保健医療局、会計管理局、選挙管理委員会事務局、人事 委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び議会局については、重点監 査事項を設定していない。

舵 0 監査の結果

監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表3及び表4のとおり、

- 16局に対し、116件の指摘、2件の意見・要望を行った。
- 指摘事項等の一覧は別表3及び別表4のとおりである。
- 収入漏れなどを指摘したものが6、188万余円である。

指摘金額 (注) は16億9,561万余円であり、このうち、経費削減が可能なものや

(注)指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものである。なお、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

(表3) 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

	16 巻	15 7	14 1	13 3	12 Д	11 **	10 菱	9 ч	8	7 5	6 #	57	4 £	₩	2 4	1 3	Ĭō.	5
合計	教育庁	下水道局	水道局	交通局	東京消防庁	港湾局	建設局	中央卸売市場	産業労働局	保健医療局	福祉局	環境局	住宅政策本部	都市整備局	生活文化スポーツ局	主税局	/н	<u>i</u>
9			1								υ 1					1	歳入	
91	9	8	ယ	ഗ	1	9	28	2	8	2	4	1	1	10			被出	
7	3							3	1								財産	描觸
9	4			1					1		1			1	1		その他	
116	16	8	4	7	1	9	28	5	10	3	10	1	1	11	1	1	#	
2											1				1		要望	意見・
118	16	8	4	7	1	9	28	5	10	ω	11	1	1	11	2	1	<u> </u>	₽
26	బ	51	2				7	ω			2			2	2		っち 国 監 査 事項	, ,

(表4) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

95	26	118	2	116	合計	
6	2	7	1	6	その他	
	2	3		3	システム	その街
					情報管理	
					物品管理	医
5	3	7		7	財産管理	李相
3					補助金等	
3		3		3	会計処理 (歳出)	E
42	17	61	1	60	契約 (その他)	计 E E
8	1	10		10	契約 (履行確認)	₩ E
18	1	18		18	契約 (仕様・積算)	
1		1		1	歳入 (その他)	
1		1		1	都税	(坂及)
6		6		9	債権管理	歳入
2		1		1	会計処理 (歳入)	
	うち重点 監査事項	I	要望	I	Į)
(参考) 令和4年 合計件数		¬> ++	意見•	益	冈	Ħ

主な指摘事項等

0

行っていないなど、遊休施設の活用をより実効性のあるものとする必要があった。 市場の活用可能な遊休施設について、使用者の募集に当たっての情報提供を有効に

※重点監査事項

中央卸売市場

① 施設の使用者の募集方法について確認したところ、機会をとらえて場内の事業者に声 おり、改善すべき点が認められた。 に基づいた管理を行っているが、各場の遊休施設の調査結果について見たところ、次のと

中央卸売市場は、遊休施設の利活用を積極的に推進することとしており、利活用通知等

掛けをしているものの、空き室状況について、掲示、通知等による継続的な情報提供を 行っていない事例や、他市場の業者に対する募集などについて積極的に検討していない

あった。 撤去までに約14年を要し、その間の調整の経緯の記録も十分に残されていない事例が 活用されていない施設について確認したところ、事業者破産による施設返還後、什器

の一層の強化を求めた。 管理を求めるとともに、経営計画等に則った有効活用をより実効あるものとするよう取組 そこで、各市場における遊休施設の使用者募集を有効に行うことや、市場施設の適切な

介護人材の確保を着実に進めるために、目標達成に向けて効果的・効率的な事業設計を行うことを求めた。(意見・要望事項)

※重点監查事項

福祉局

福祉局は、介護業界未経験者に対して、介護事業所へのインターンシップから、就業、 定着までを一貫して支援する事業の企画運営業務を総合評価方式により委託している。

本契約の報告書類等について見たところ、インターンシップ参加者数及び就業者数の実 績値が目標値を大きく下回っていた(注)。

局は、事業開始初年度であることや新型コロナウイルスの感染拡大という外的要因により目標値に届かなかったとしているが、本契約は、目標値の多寡により業務の規模も変わることから目標値は重要な指標であり、目標を大きく下回ったことは契約金額に見合った効果を挙げているとはいえない。

介護分野の未経験者と就業先とのマッチングを主な目的とする本事業の意義は極めて大きいことから、実績等に基づき課題を分析、検証した上で目標達成に向けて、効果的・効率的な事業設計を行う必要がある。

そこで、経済性を踏まえた、より効果を高める事業の在り方を検討し、委託業務内容を 見直すことを要望した。

(注) 介護の仕事就業促進事業の目標値及び実績値

1,000人	目標値	インターンシップ参加者数
159 人	実績値	ップ参加者数
100 人	目標值	事業所への
24 人	実績値	「への就業者数

(このほか、本事業によるインターンシップに参加したのち、本事業に参加していない事業所に就業した人が11人報告されている。)

都立公園等の利用者の安全確保のため、樹木のナラ枯れによる被害の対処内容を定めることやナラ枯れの被害予測を行う等の経済的な対策が行われていなかった。

※重点監查事項

建設局

建設局は、都立公園等や街路樹の安全を確保するため、樹木のナラ枯れ対策(注)

行っている。この対策について見たところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

-) ナラ枯れの被害状況を把握し、対処内容を定めた上で、都立公園等の管理を行う指定 管理者や街路樹を管理する建設事務所へ指示するなどの対応を行っていない。
- 各公園等において漏れなく被害木の対処を行っているか確認できない。

0

ω

ナラ枯れの被害予測を行った上で計画伐採本数を定める等、経済的な対処を行ってい さい

そこで、安全確保のため、具体的な方針を決定し、経済的に対処するよう求めた

(注)カシノナガキクイムシが媒介する菌に感染したミズナラ、コナラ等の樹木が枯死することによる都立公園等の樹木や街路樹の倒木等被害を防止するための対策

下水道管の整備工事を行うための実施設計において、下水道管の通過ルートの確定や支障物調査を行っていなかった。

※重点監査事項

下水道局

下水道局は、雨水排除能力の増強を図ることを目的として、下水道管の整備工事のための実施設計を行っている。実施設計では、布設路線、工法、立杭の位置・形状等の検討・決定を行い、設計図、数量計算書等を作成しているが、その実施設計を見たところ、

- 次のとおり、改善すべき点が認められた。
 ① 用地の所管局等と協議した上で下水道管の通過ルートを確定する必要があったにもかかわらず、確定しないまま仮定に基づき設計図、数量計算書等を作成させ、実施設計委託を完了としていた。
-) 立坑の築造を予定している場所について、地下埋設物(支障物)を調査しなければ立 坑位置を確定できないにもかかわらず、必要な支障物調査を行っていなかったため、不 経済支出が生じた。

そこで、実施設計を行う場合には、通過ルートの確定や必要な支障物調套を行うよう求か

確認も適正に行われていなかった。 庁舎の警備保安管理業務委託において点検記録の報告が適切に行われておらず、履行

産業労働局

とおり、改善すべき点が認められた。 産業労働局が管理を委任されている庁舎における警備保安管理業務委託について、次の

- ① 仕様書に庁舎内の巡視回数が定められておらず、業務日誌の記録からは一部の履行場 所の実施状況が確認できない。
- 0 設備の運転監視や日常点検の一部について、業務日誌等の記録がなく、履行を確認で
- ③ 仕様書上、対象としていない設備機器の運転管理を行わせている

十分・不正確な点があることに起因している このような状況は、仕様書上、点検記録等の報告を定めていないなど、仕様の内容に不

払っていたことは適正でない また、履行が確認できない状況であるにもかかわらず、検査を合格として委託料を支

水めた。 そこで、警備保安管理業務委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うよう

止措置を設定させていなかった。 職員に業務用スマートフォンを利用させる際に、遠隔消去機能等のデータの盗難防

都市整備局

管理措置・実施手順策定ガイドライン」において定める遠隔消去機能(注)等によりデー タの盗難防止措置を設定しないまま、職員にスマートフォンを利用させていた。 都市整備局では、業務用スマートフォンの運用に当たり、「サイバーセキュリティ安全

務が拡大していくことも考えられるため、あらかじめデータの盗難防止措置を設定してい 歴が漏えいするリスクがあり、また、 ないことは適正でない。 職員が庁舎外で利用するスマートフォンを紛失した場合、外部の連絡先情報や発着信履 今後、スマートフォンで機密性の高い情報を扱う事

に管理するよう求めた。 業務用スマートフォンについて、早急にデータの盗難防止措置を設定し、適正

- 使用者が端末を紛失した際、ネットワークを経由して遠隔からデータを消去できる機能

な差異が生じていた。 各学校の CALL 教室で使用する授業用ソフトの調達において、調達方法により経済的

教育庁

バ、教員用端末、生徒用端末、ソフトウエア、プリンターなどの周辺機器などが整備され ている。 都立高校では、主に外国語や情報の授業を行うため CALL 教室を設置しており、専用サー

196校中54校)を認めている。 支援センター(以下「センター」という。)で調達する場合(CALL 教室がある都立高校等 教育庁は、CALL 教室用の授業用ソフトについて、各学校で調達する場合と、各学校経営

ぞれ調達していたが、両者の調達を抽出して比較したところ、各学校での調達よりもセン ターでの調達の方が経済的であることが認められた。 授業用ソフトについて、各学校は購入契約により、センターはリース契約により、それ

同様の授業用ソフトを導入しているにもかかわらず、調達方法により経済的な差異が出

ていることは適切でない。

そこで、授業用ソフトを経済的に導入するよう求めた

ω

事業の特性や事業執行上のリスクを考慮することが重要である な施策を展開している。各局の多岐にわたる取組を監査するに当たっては、それぞれ 都政を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、各局は次なるステージに向けて様々

施の改善に資するよう、経済性や効率性、有効性の観点から検証・評価を行った。 経済状況等を総合的に考慮して事業を選定し、テーマに沿って重点的に監査を行った。 重点監査事項をはじめ各事業の監査においては、合規性はもとより、今後の事業実 令和5年定例監査では、局ごとに重点監査事項を設定することとし、リスクや社会

摘・意見要望では、主に次のような事例があった 監査の結果、各局別の指摘事項等は後述のとおりであるが、重点監査事項における指

- 経済性を踏まえ、より効果的・効率的な事業設計を行うことが望まれる事例 事業の所期の目標を下回り、経費に見合った効果を挙げているとはいえないため、
- を行っていないため、その改善を求めた事例 現状把握や将来予測に基づいた対処内容を定めておらず、効果的・経済的な対策
- 効性、経済性等を十分に考慮した事業の設計・執行に努める必要がある。 各局においては、事業の目的を踏まえ、適切な現状分析や将来予測等に基づき、 事前の検討や調査等が十分でなかったため、不経済支出が生じた事例

いない誤りも見受けられた。 その他の指摘事項の中には、契約制度や会計制度の基本的なルールを遵守して

- 認できないにもかかわらず、支払を行っていた事例 確認が十分でなかったこと等により、契約内容に適合していない、または履行が確 仕様の内容が曖昧であること、事業者からの実績報告が不十分であること、履行
- 必要が生じたにもかかわらず、契約変更手続を行っていなかった事例 契約締結後の状況等により、仕様で求めた業務内容や業務数量を大きく変更する
- これらと同様の事例は、過去の監査でも指摘されており、今後、どの局でも起こり 契約手続を経ずに業務を履行させ、事後に契約手続を行っていた事例

効性ある対応に努めることが望まれる 本に則った執行の徹底が図られるよう、各局に対する注意喚起をはじめ、包括的かつ実 契約制度等の制度所管部署においては、全庁に共通する事務手続について、改めて基

を真摯に受け止め、誤りが生じるに至った原因や経緯を分析し、今後に活かしていくこ また、制度の運用は各局の責任で行われるものであることから、各局は、監査の指摘

> いて再点検し、必要に応じて改善するなど、 実施、規定等の確実な周知を行うとともに、相互牽制やチェックの体制・運用状況につ とが重要である。自局以外の指摘事例についても参考にしながら、実務に即した研修の 再発防止の徹底を図る必要がある。

適正・適切な事務事業の執行を確保する上で、内部統制の構築と運用は大変重要であ

モニタリングを適切に行うなど、実効性ある取組に一層努められたい。 ることから、それぞれの事務事業の特性やリスクを改めて評価・分析し、日常における

待・信頼に応える都政の実現に向けて取り組まれることを期待する。 本監査の結果を参考として、改めて、適正・適切な事務事業の執行に努め、都民の期

(別表1) 局別実地監査期間

	令和5年5月11日及び12日	議会局	30
	令和5年5月9日	収用委員会事務局	29
	令和5年5月19日	労働委員会事務局	28
	令和5年6月14日	監査事務局	27
	令和5年6月13日	人事委員会事務局	26
	令和5年6月5日及び6日	選举管理委員会事務局	25
Ą	令和5年4月10日から19日ま	警視庁 (注2)	24
がま	令和5年4月13日から6月7日まで	教育庁 (注2)	23
Ą	令和5年1月6日から2月7日まで	下水道局	22
Ÿ	令和5年1月6日から2月9日まで	水道局	21
. 21	令和5年4月7日から25日まで	交通局	20
Ÿ	令和5年1月11日から30日まで	東京消防庁	19
. 5,	令和5年5月9日から12日まで	会計管理局	18
. 39	令和5年4月7日から28日まで	港湾局	17
Ä	令和5年2月8日から3月7日まで	建設局	16
Ą	令和5年1月10日から27日まで	中央卸売市場	15
(d)	令和5年5月8日から29日まで	産業労働局	14
まで	令和5年5月15日から6月8日まで	保健医療局(注2、3)	13
まで	令和5年5月15日から6月8日まで	福祉局 (注3)	12
3"	令和5年2月1日から10日まで	環境局	11
	令和5年4月7日から28日まで	住宅政策本部	10
	令和5年4月7日から28日まで	都市整備局	9
₩ ₩	令和5年1月6日から1月30日まで	生活文化スポーツ局	∞
Å	令和5年2月3日から3月7日まで	主税局	7
	令和5年5月9日から17日まで	デジタルサービス局	6
(3)	令和5年4月12日から19日まで	財務局	5
	令和5年5月8日から17日まで	総務局(注2)	4
	.1) 令和5年5月18日及び25日	スタートアップ・国際金融都市戦略室 (注1)	ω
5 H	令和5年5月18日、23日及び25日	子供政策連携室	2
110	令和5年5月18日、23日及び26日	政策企画局	1
	実地監査	局	No

(注1) 令和5年4月1日付け組織改正により政策企画局及びデジタルサービス局の事業の一部を移管し設置された。
(注2) 三宅支庁管内の事業所は、令和5年4月18日から21日まで、小笠原支庁管内の事業所は、令和5年6月5日から8日まで実査を行った。

(注3) 令和5年7月1日付け組織改正により福祉保健局が廃止され福祉局と保健医療局が設置された。

13		12		11	10	6	8	7	6	on on	4	ω	2	_	No.
(旧福祉保健局)	保健医療局	(旧福祉保健局)	福祉局	環境局	住宅政策本部	都市整備局	生活文化スポーツ局	主税局	デジタルサービ ス局	財務局	総務局	スタートアップ・国 際金融都市戦略室	子供政策連携室	政策企画局	0. 周
(総務部、企画部、指導監査部)、医療政策部、保健 支部)、医療政策部、保健 政策部、健康安全部、感染 症対策部、都立病院支援		総務部、企画部、指導監査部、生活福祉部、高齢社会 大活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、少子社会対策部、喙害者施策推進部		総務部、気候変動対策部、 環境改善部、自然環境部、 資源循環推進部	住宅企画部、民間住宅部、 都営住宅経営部	総務部、都市づくり政策 部、都市基盤部、市街地整 備部、市街地建築部、基地 対策部	総務部、都民生活部、都民 安全推進部、消費生活部、 双学部、文化振興部、スポ ーツ総合推進部、スポーツ 施設部	総務部、税制部、課税部、 資産税部、徴収部	総務部、戦略部、デジタル サービス推進部、デジタル 基盤整備部	経理部、主計部、財産運用 部、 建築保全部	総務部、復興支援対策部、 人事部、コンプライアンス 推進部、行政部、総合防災 部、統計部、人権部	戦略推進部	総合推進部、企画調整部	総務部、政策部、戦略広報 部、計画調整部、外務部	本庁の部
СП		7		5	ω	6	∞	δī	4	4	8	1	2	οī	
広尾・荏原・北多摩・南多摩各着護専門学校、 西多摩・多摩所中・島しょ各保権所、島しょ 保健所三宅・小笠原各出張所、健康安全研究センター		西多摩福祉事務所、萩山実務学校、誠明学園、女性相談センター、児童相談センター、北・立川・江東・八王子・多摩各児童相談所、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター域北分園、府中療育センター、精神中部・多摩名総合精神保煙福祉センター、精神保煙福祉センター、精神保煙福祉センター、精神		多摩環境事務所	東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所	第一市街地整備事務所 (六町地区整備事務所を 含む。) 、第二市街地整備事務所、多摩ニュー タウン整備事務所、多摩建築指導事務所	消費生活総合センター、計量検定所	港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・ 豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事 務所、都税総合事務センター			三宅支庁、小笠原支庁				事業所
10		17		_	2	ίπ	2	14			2				

]	21	20	19	18	17	16	15	14	No.
1	水道局	交通局	東京消防庁 (注1)	会計管理局	港湾局	建設局	中央卸売市場	産業労働局	周
在 3000年日 年 6月1十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、給水部、給水部、給水部、給水部、給水部、	総務部、職員部、資産運用部、 電車部、自動車部、車両電気 部、建設工務部	企画調整部、安全推進部、総 務部、人事部、警防部、防災 部、救急部、予防部、装備部	管理部	総務部、港湾経営部、臨海開 発部、港湾整備部、離島港湾 部	総務部、用地部、道路管理部、 道路建設部、三環状道路整備 推進部、公園緑地部、河川部	管理部、事業部	総務部、南工部、金融部、産業・エネルギー政策部、観光 部、農林水産部、雇用就業部	本月の司
	9	7	9	1	ຍາ	7	2	7	1
一名(沙芹田茶や<日)、/布<県十や子花)・	中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部 各支所、港・墨田・荒川・目黒・練馬・北各営 業所、立川・多摩各給水管理事務所、八王子・ あきる野各給水事務所、研修・開発センター、 水運用センター、水質センター、水源管理事務 所、羽村販水管理事務所、東村山・金町・朝霞 各浄水管理事務所、境・砧・長沢・三園各浄水 場、東部・西部各建設事務所	都庁前・馬喰・門前仲町・大門各駅務管区、大島・清澄各乗務管理所、売川電車営業所、総合島・清澄各乗務管理所、売川電車営業所、総合指令所、小滝橋・早稲田・北・千住・江東・江戸川各自動車営業所、大島車両検修場、電気総合管理所、新信線・大江戸線各電気管理所、発音等理所、発行線が大江戸線各電気管理所、発音、水場等理所、地下鉄改良工事事務所、馬込・木場各保線管理所	<u>京橋</u> ・高輪・品川・成城・四谷・ <u>新宿</u> ・小石川・ <u>本郷</u> ・日本堤・ <u>岩川・金町</u> ・葛西・立川・ <u>昭島</u> ・ 国分寺・西東京・ <u>青梅</u> ・奥多摩・ <u>石神井</u> 各消防 署、 <u>消防学校</u> 、 <u>装備工場</u> 、航空隊		東京港管理事務所、東京港建設事務所 (高潮対 策センターを含む。)、調布飛行場管理事務所	第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多康 (奥多摩出展所を含む。)・南多摩東部・南多 摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、 土木技術支煙・人材育成センター、東部・西部 各公園緑地事務所、江東治水事務所	豊洲・大田・食肉・豊島・淀橋・板橋・葛西各 市場	皮革技術センター、皮革技術センター台東支所、農業振興事務所(中央・西多摩・南多摩各所、農業成児事務所(中央・西多摩・南多摩各所、農業改良普及センターを含む。)、森林事務所、島し、農林水産総合センター、労働相談情報センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校、中央・坡北職業能力開発センター赤羽校、城南職業能力開発センター大田校、城東職業能力開発センター、城東職業能力開発センターで東分校、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター所中校、東京障害者職業能力開発センター所中校、東京障害者職業能力開発センター所手校、東京障害者職業能力開発センター所手校、東京障害者職業能力開発センター所手校、東京障害者職業能力開発センター所手校、東京障害者	中米刀
	30	22	22		44	16	7	20	

ドメ	水道局	交通局	生活		上記の	(A)	30	29	28	27	26	25	24	23	22	No.
下水道局	局		生活文化スポーツ局	- 1	上記のほか、次の財	2) 谷字校の 3) 各警察署の	SAN.	収用委員会 事務局	労働委員会事務局	監査事務局	人事委員会 事務局	選挙管理委員 会事務局	警視庁 (注 3)	数育庁 (注 2)	下水道局	画
東京	東京				次の財政援助団体に対する実地監査を行った。	各字校の監査については、下線の字を各警察署の監査については、下線の警	管理部、議事部、調査部				任用公平部、試験部		総務部、警務部、交通部、警 備部、地域部、公安部、刑事 部、生活安全部、組織犯罪対 策部	総務部、都立学校教育部、地	総務部、職員部、経理部、計 画調整部、施設管理部、建設 部、流域下水道本部管理部、 流域下水道本部技術部	本庁の部
(都下/	(水道#	会社			監査を	公離を発 実際 三大郎	3		_	_	2	_	整車校	地形、アフ	字	$\ \ $
東京都下水道サービス株式会社	東京水道株式会社	株式会社はとバス	公益財団法人東京都歴史文化財団	団体	行った。	では、下線の字枚を会場として集合監査を実施した。 いては、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。	3						越町、神田・月島・大井・嶺田・東京空港・北沢・牛込・中野・杉並・富坂・巣鴨・浅草・尾泉、小向島・葛西・東大和・護布・曹梅・福生・滝野川・王子・板橋・光が丘・三宅島・小笠原各警察署	多摩教育事務所、三宅出張所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、町田・小川・農産・青井・若葉総合・富士森・白鷗・国立・南平・新館山野・松原・昭和・日野・忍岡・	中部下水道事務所(芝浦水再生センターを含む。)、北部下水道事務所(三河島水再生センターを含む。)、東部第一下水道事務所(四町水再生センターを含む。)、東部第二下水道事務所(中川・小菅・長西各水再生センターを含む。)、西部第一下水道事務所(第一本治主センターを含む。)、西部第一下水道事務所(第一本治む。)、西部第一下水道事務所(第一本治む。)、西部第一下水道事務所(第一主幹施設再構築事務所、第二主幹施設再構築事務所、第二主幹施設再構築事務所、第二主幹施設再構築事務所、第二主幹施設再構築事務所、第二主幹施設再構築事務所、北多庫一号・北多庫一号・多摩川上流・清瀬各水再生センター	事業所
Ш													26	69	24	Ш

(締終整理にしてた) 数にすの数にする数にする数にする数にする数にかっている。	債権管理		21	
(滞納整理について) 滞納者名簿及び滞納整理表を作成すべきもの	債権管理		20	
(滞納整理について) 取り扱う債権に係る延滞金の手続をマニュアルに定めるべき もの	債権管理		19	福祉局
(介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画連営業務委託 について) 総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行うべき もの	契約 (その他)	0	18	
落って表をて	契約(その他)	0	17	
契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な を作成すべきもの	契約 (仕様・積 算)		16	環境局
都営住宅の建設においてバリアフリー上必要な施設を当初から発注すべきもの	契約(その他)		15	住宅政策本部
業務用端末にデータの盗難防止措置を設定し適正に管理すべきもの	システム		14	
費 (ファイナンス・リース契約について) 保守に関する具体的な条件を明確に示すべきもの	契約 (仕様・積 算)		13	
	契約 (仕様・積 算)		12	
	契約 (仕様・積 算)		=	
(ファイナンス・リー) ファイナンス・リー) に行うべきもの	契約 (仕様・積 算)		10	
(単価契約工事について)(測量委託について) 工種「打合せ協議」の設定及び運用を適正にすべきもの	契約(その他)		9	都市整備局
(単価契約工事について) (測量委託について) 適正な工種により実施すべきもの	契約 (その他)		∞	
(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について) 特殊製品組合せ費により計上できない経費について対応できるよう改善すべきもの	契約(その他)		7	
(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について) 特殊製品組合せ費の運用を適正に行うべきもの	契約 (その他)		6	
(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について) 契約変更手続を適切に行うべきもの	契約(その他)	0	5 1	
責 (運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について) 業務委託契約経費の積算を適正に行うべきもの	契約 (仕様・積 算)	0	4	
※6つの都立ミュージアムのホームページにおけるToMuCoに関する情報提供について	その街	0	ယ	く 4 一 人 国
Tokyo Museum Collectionのホームページについて、提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮すべきもの	その街	0	22	生活文化
土地の用途の認定を適正に行うべきもの	都税		_	主税局
指摘事項件名(※は意見・要望事項)	区刀	1	ģ	ř

画	N _o .	西山	区分	指摘事項件名(※は意見・要望事項)
	22		債権管理	告を適正に行
	23		債権管理	(構納整理について) 構納金の解消に向けた対応を適切に行うべきもの
]]	24		契約 (その他)	医事業務等委託契約における事業評価を適正に実施すべきも の
备 征同	25		契約 (仕様・積 算)	委託契約における仕様書の予定数量の算定を適切に行うべき もの
	26		会計処理 (歳出)	業務委託契約における概算私の精算を適正に行うべきもの
	27		その街	AEDの管理を適切に行うべきもの
	28		会計処理 (歳入)	徴収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう見直す べきもの
保健医療局	29		契約 (その他)	電子天びんの校正業務委託を一括して契約すべきもの
	30		契約 (その他)	機械警備委託契約における鍵等の管理を適切に行うべきもの
	31		契約(その他)	Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正 に行うべきもの
	32		契約 (仕様・積 算)	警備保安委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に 行うべきもの
	33		契約 (その他)	建築物の環境衛生上の維持管理を適正に行うべきもの
	34		契約(その他)	LED照明設置工事における契約手続を適正に行うべきもの
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35		契約(その他)	(樹木等の管理について) 樹木等の管理に係る契約を計画的に実施すべきもの
海米万圆河	36		財産管理	(樹木等の管理について) 都有財産である樹木等について数量管理等を実施すべきもの
	37		契約(履行確認)	農産物販売・PR等に係る業務委託契約を適正に行うべきもの
	38		契約 (その他)	分割概算払による資金交付を適正に行うべきもの
	39		契約 (仕様・積 算)	ファイナンス・リース契約における契約日途額の積算を適正 に行うべきもの
	40		その街	製造年から10年を経過した消火器について適正に対応すべき もの
中央卸売市	41	0	財産管理	(遊休施設の管理について) 募集条件を整理し掲示等により空き室の情報提供を行うなど 遊休施設の使用者の募集を有効に行うべきもの
貓	42	0	財産管理	記録を残

葛西橋長寿命化工事の契約不適合責任の請求を行	(その他)	契約		63	
ろ材の交換及び循環ポンプの更新について うべきもの	(その街)	契約		62	
工事に必要な調整を速やかに行うなど に工事を行うべきもの	(その色)	契約		61	
(単価契約工事について) 実際に施工した内容のとおり工事費を支払う	(その他)	契約		60	
(単価契約工事について) 即時性の認められない工事等について総価契約に べきもの	(その色)	典終		59	
(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について 正しい工種により工事を行うべきもの	(その街)	契約		58	
(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 特殊製品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を徴取す もの	(その街)	契約		57	
(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 想定できる工種を設定し単価を定めるべきもの	(その色)	契約		56	
(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 一者見積りによる単価設定を積算基準に基づき行うべ	(その色)	契約		55	
(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について 機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約 仕組みを改善すべきもの	(その他)	契約		54	建設局
(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 工種として単価を定めていない内容の工事に当たり適正な方法により支払うべきもの	(その色)	契約		ឡ	
(街路樹におけるナラ枯れ対策について) 街路樹のナラ枯れ被害について被害状況の把握と対処方針の 決定や情報提供を行うべきもの	(その色)	契約	0	52	
(街路樹におけるナラ枯れ対策について) ナラ枯れ被害木の処分について適切な指示及び確認を行きもの	(その他)	契約	0	51	
(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 公園等の管理者に対し最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策 を具体的に指示すべきもの	(その他)	契約	0	50	
(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討す きもの	(その他)	契約	0	49	
(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 被害予測に基づきナラ枯れ対策を行い経済的に安全を確保すべきもの	(その他)	契約	0	48	
(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 各公園等の管理者が漏れなくナラ枯れ被害木の対処を いることを確認すべきもの	(その色)	樊巻	0	47	
(都立公園等におけるナラ枯れ対策について 利用者の安全を確保するため行うべき対処 等に指示すべきもの	(その色)	契約	0	46	
フロンガス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に 行うべきもの	(履行確認)	契約(45	
業務委託契約に係る履行確認を適正に行う	(履行確認)	契約(44	中央卸売 市場
(遊休施設の管理について) 経営計画等に則った有効活用を一層強化すべきもの	財産管理	埋	0	43	
指摘事項件名(※は意見・	区分		重点	N _o .	局

原列	ホームドプ更新契約に係る遅延違約金を適正に計算すべきも の	入 (その他)	蕨人	84	交通局
Na 重点 区分) N		製業	83	東京消防庁
Na 画点 区分 指摘事項件名 (※は意見・要望事項) 10	5財務 べきも		炒	82	
Na	(港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について) 則の遵守について) 規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消すべきもの		孙	81	
Na 無点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項) 64 契約(その他) を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの おすべきもの 話すべきもの 語すべきもの 語すべきもの 語すべきもの (清掃業務委託について)	うべきど	(A)	製	80	
Na 無点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項)	係る履行確認を適正に行うべきも		契終	79	
Na. 無点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項) 64 契約(その他) 行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うに当たり許可を受けた者に 原薬物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に 原薬物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に 所書業務委託について) 契約(その他) 行ったさもの (清掃業務委託について) 契約(この仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 契約 (仕様・積 ファイナンス・リース契約について) を 等とを明確に区分して把握すべきもの (ファイナンス・リース契約について) 解析する場合に代替品の提 (ファイナンス・リース契約について) 解析する場合に代替品の援 (一様・積 カリース契約を請書により締結する場合に代替品の援 (ファイナンス・リース契約について) 解析する場合に代替品の援 (一様・積 カリース契約を請書により締結する場合に代替品の援 (一様・積 (東京との明確ますの清掃について) 解析する場合に代替品の援 (手球場管理委託について) 契約 (仕様・積 (東京とそれなどの事由による使用中止の判断をする (東球場管理委託について) 契約(その他) 競争性を確保した契約方法により調査委託を行うべきもの の (東京場では、その世) 契約(その他) 観察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの がきるの (異的 (優行確認) 草刈委託契約に係る契約締結手続を適正に行うべきもの は 契約 (その他) 規密動の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの は 契約 (その他) 関連委託に係る契約締結手続を適正に行うべきもの は 契約 (屋行確認) 草刈委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの まり (屋行確認) 草刈委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの (屋行確認) 草刈委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの (屋行確認) 草刈委託支前に (長る契約 (屋行で (長る (屋行で (長る (屋行で (長る (屋行 (長る (屋行で (屋行で (長る (屋行で	係る履行確認を適正に行うべきも		契終	78	港湾局
Na. 無点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項) 64 契約(その他) 行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの を行うに当たり許可を受けた者に 廃棄物の連嫌・処分を行うに当たり許可を受けた者に 所書業務委託について) 契約(その他) 長龍内容の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの (清掃業務委託について) 契約(仕様・積 契約目途額の積算に当たりリース料と保守科等とに区 第2 契約(仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 契約(仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 解結する場合に代替品の援 (ファイナンス・リース契約について) 解析する場合に代替品の援 (ファイナンス・リース契約について) 解析する場合に代替品の援 (ファイナンス・リース契約について) 解析する場合に代権書に定めるべきもの (野球場管理委託について) 解析する場合に仕様を明確にする (野球場管理委託について) 解析すると言を行うべきもの (野郷) (その他) 観察船の修繕に係る契約締結手続及び履行確認を適正 (さきもの) 視察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきも	係る履行確認を適正に行うべきも		契終	77	
Na 無点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項)	係る契約締結手続を適正に行うべきも		製	76	
Na. 重点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項) 64 契約(その他) 行為機動定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの (清掃業務委託について)	適正に行	(A)	製	75	
Na 無点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項)	なべく			74	
Na. 無点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項) 64 契約(その他) 街路樹剪定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変を行うべきもの を行うべきもの を行うべきもの (清掃業務委託について) 契約(その他) 経験物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に 所すべきもの (清掃業務委託について) 契約(その他) 会配内容の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの (清掃業務の積算に当たりリース料と保守科等とに区 (ファイナンス・リース契約について) 契約(仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 契約(仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 契約(仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 契約(仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 契約(仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 契約 (仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 解析する場合に代替品の援助 (仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 契約 (仕様・積 (ファイナンス・リース契約について) 解析する場合に代替品の援助 (世様・積 (ファイナンス・リース契約について) (アイナンス・リース契約について) (アイナンス・リース契約について) (東洋場管理委託について) (東洋場管理委託について) (東洋場管理委託についての履行確認及び立会行) (東洋場管理を計算を対している) (東洋場管理を計算を対している) (東洋場管理を対している) (東洋場管理を対している) (東洋場管理を対している) (東洋場管理を対している) (東洋場管理を対している) (東洋場管理を対している) (東洋場管理を対している) (東洋場管理を対している) (東洋場等では、東洋は、東洋場等では、東洋場等	について) どの事由による使用中止の判断をすること アニュアルに記載すべきもの	(仕様・ 算)	製	73	
No. 重点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項) 64 契約(その他) 信路樹剪定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変を行うべきもの を行うべきもの を行うに当たり許可を受けた者に 所すべきもの (清掃業務委託について) 契約(その他) 長葉物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に 所すべきもの (清掃業務委託について) 契約(仕様・積 契約目途額の積算に当たりリース料と保守料等とに区 質) 契約(仕様・積 (ファイナンス・リース契約の添結に当たりリース料と保守料等とに区 (ファイナンス・リース契約の添結に当たりリース料と保守料等とに区 (ファイナンス・リース契約の添結に当たりリース料と保守料等とに区 (ファイナンス・リース契約の添結に当たりリース料と保守料等とに区 (ファイナンス・リース契約の添結に当たりリース料と 等とを明確に区分して把握すべきもの (ファイナンス・リース契約について) 契約 (仕様・積 「ファイナンス・リース契約について) 契約 (仕様・積 「カーナンス・リース契約について) 契約 (仕様・積 「カーナンス・リース契約について) 契約 (仕様・積 「カーナンス・リース契約について) の (ファイナンス・リース契約について) なり (仕様・積 「カーナンス・リース契約について) の (プァイナンス・リース契約について) なり (仕様・積 の面の改修における設計委託について仕様を明確にする (仕様・積 公園の改修における設計委託について仕様を明確にする (仕様・積 公園の改修における設計委託について仕様を明確にする (対) ない (対) はい	#場管理委託について) 及び順溝ますの清掃についての履行確認及び立会検査 べきもの		契終	72	
No. 重点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項)	Nt.	(主様・	数	71	
No. 重点 区分 指摘事項件名 (※は意見・要望事項) No. 重点 契約 (その他)	合に代替品の提供に	(企 (全 (本 ・	換	70	1
No. 重点 区分 指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	- ス契約について) ス契約の締結に当たりリース料と て把握すべきもの	(仕様・ 算)	火火	69	建設局
No. 重点 区分 指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	りについて) リース料と保守料等とに区分し	(仕様・ 第)	製	68	
No. 重点 区分 指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	Gr.		契	67	
No. 重点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項) 64 契約(その他) 街路樹剪定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変更 を行うべきもの 65 契約(その他) 廃棄物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に自 託すべきもの	契約変更手続を行うべきも	(7e	換	66	
No. 重点 区分 指摘事項件名(※は意見・要望事項) 64 契約(その他) 街路樹剪定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変更を含める行うべきもの	・処分を行うに当たり許可を受けた者に自ら		契	65	
No. 重点 区分 指摘事項件名 (※は意見・	委託に係る施工数量の変更に当たり契約変更 もの		要	64	
	(※は意見・	区分	班		

(情報セキュリティ対策について) 外部記憶媒体の管理簿等を適切に運用すべきもの	システム	0	105	
(情報セキュリティ対策について) サイバーセキュリティ実施手順を適切に策定及び見直すべき もの	システム	0	104	教育庁
通信環境について通信帯域等に係る検討を適切に行った上整備すべきもの	契約 (その他)	0	103	
積 (ファイナンス・リース契約に係る事務手続について) 積 月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書を契約 相手方に提出させるよう仕様書に定めるべきもの	契約 (仕様・ 算)		102	
積 (ファイナンス・リース契約に係る事務手続について) 保守対象の設定及び横算を適切に行うべきもの	契約 (仕様・ 算)		101	
雨水ポンプ棟の躯体の設計に当たり必要な開口を適正に設定 すべきもの	契約 (その他)		100	
契約金額の変更に当たり設計図書の変更を伴わない積算誤り の取扱いに十分留意すべきもの	契約 (その他)	0	99	
(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について) 3) 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を見直すべき もの	契約 (その他)	0	98	下水道局
(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について) 1) 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行うべき もの	契約 (その他)	0	97	
(町屋幹線の 実施設計にお	契約 (その他)	0	96	
(町屋幹線の整備工事における実施設計について) 1) 実施設計において通過ルートを確定し設計図等を作成すべき もの	契約 (その他)	0	95	
工事請負単価契約について「単価契約業務発注の手引」を遵 守し適正な事案決定により対処すべきもの	契約 (その他)		94	
破産手続の終了を速やかに確認し所に対して不納欠損の手続を執るよう通知すべきもの	債権管理		93	
	契約(履行確認)	0	92	水道局
(スマートメータの設置について) 1) スマートメータを指定給水装置工事事業者に適切に支給すべきもの	契約 (その他)	0	91	
駅窓口において引継処理を漏れなく行うよう指導すべきもの	その街		90	
積 ファイナンス・リース契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確に区分して把握すべきもの	契約 (仕様・ 算)		89	
1) 土木設計委託における単価設定の在り方について見直すべき もの	契約 (その他)		88	
旗	契約 (仕様・ 第)		87	交通局
	契約(その他)		86	
1) 下び、ハリコード・アイス (1) ドライス (1) 下で、ハリコー (1) 下を託先の見場責任者及び作業担当者についての管理を適切に行うべきもの (施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理	契約(その他)		85	
:持管理業務委託に	Į	ŀ	i	ž
指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	长図	無点	N _o	画

	その街	118	
	その街	117	
(教育財産の目的外使用許可について) 里 食堂等の運営に関する協定書の内容を遵守させるとともに必要に応じて見直すべきもの	財産管理	116	
型 (教育財産の目的外使用許可について) 使用料の減額手続を適切に行うべきもの	財産管理	115	
理 (教育財産の目的外使用許可について) 事業者の公募に係る審査を適切に行うべきもの	財産管理	114	
他) (CALL教室等の管理について) 授業用ソフトを経済的に導入すべきもの	契約 (その他)	113	
他) (CALL教室等の管理について) インターネット接続契約における手続を適切に行うべきもの	契約(その他)	112	教育庁
他) 非常災害用傭苦品の配傭を適切に行うべきもの	契約(その他)	111	
他) (通学路交通誘導警備業務委託について) 業務従事者の把握を適切に行えるよう改めるべきもの	契約 (その他)	110	
他) (通学路交通誘導警備業務委託について) 確実な履行を担保するための態勢を整えるべきもの	契約(その他)	109	1
他) 消火器の交換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの	契約(その他)	108	
確認) (遊具安全点検委託について) 点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの	契約 (履行確認)	107	
(遊具安全点検委託について) 他) 点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの	契約(その他)	106	
指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	重点 区分	No. ⊞	画

(別表4) 区分別指摘事項等一覧 【会計処理(歳入)】

N _o .	無点	郷	指摘事項件名
28		瘦	徴収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう見直すべきもの

【債権管理】

	28	E oN
ı		点
	數収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう見直すべきもの	指摘事項件名
	保健医療局	局

【都税】

1 土地	No. 重点
土地の用途の認定を適正に行うべきもの	指摘事項件名
主税局	周

 冷浦 島	水・マントのはない。現代は、中央、東京・東京のでは、東京・東京のできた。		 20 4
Ē	指摘事項件名	無点	N _o .
		,	F 1/4

交通局	ホームドア更新契約に係る遅延違約金を適正に計算すべきもの		84
周	指摘事項件名	重点	No.
	【	>	多

東京都

L		
15		
A	指摘事項件名	凬

84	No.	[清
	東東	Ž
ホームドア更新契約に係る遅延違約金を適正に計算すべきもの	指摘事項件名	【歳入(その他)】
交通局	周	

25	16	13	12	Ξ	10	4	N _o .
						0	垂点
委託契約における仕様書の予定数量の算定を適切に行うべきもの	契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な仕様書を作成すべきもの	(ファイナンス・リース契約について) 保守に関する具体的な条件を明確に示すべきもの	(ファイナンス・リース契約について) 再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に 定めるべきもの	(ファイナンス・リース契約について) ファイナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料を明確に区分して把握すべきもの	(ファイナンス・リース契約について) (ファイナンス・リース契約に当たり契約日途額の積算を適切に行うべきもの)	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について) 業務委託契約経費の積算を適正に行うべきもの	指摘事項件名
福祉局	環境局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	圓

				5よう通								
主税局	逦		小田/町	1 1 1	CHCTELEE!	短补导	福祉局	i I	油加利	短礼目	油加利	11年
102	101	89	3	δ,	07	-	73		71		70	
(ファイナンス・リース契約に係る事務手続について) 月額リース料及び保守料の明細を記載した質情内訳書を契されているようになった。	(ファイナンス・リース契約に係る事務手続について) 保守対象の設定及び積算を適切に行うべきもの	に区分して把握すべきもの	ファイナンス・リース契約の締結に当たり月額リース料と	べきもの	補修工事における仕様書を適正に作成し仕様書に基づいた	とマニュアルに記載すべきもの	(野球場管理委託について) 災害のおそれなどの事由による使用中止の判断をすること		公園の改修における設計委託について仕様を明確にすべきも	定めるべきもの	再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供に	(レァイナン以・リー以製悉言してん)

【契約		(履行確認)】	
No.	学事	指摘事項件名	局
37		農産物販売・PR等に係る業務委託契約を適正に行うべきもの	産業労働局
44		業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	中央卸売 市場
45		フロンガス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	中央卸売 市場
72		(野球場管理委託について) 側溝及び側溝ますの清掃についての履行確認及び立会検査を行うべきもの	建設局
77		草刈委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	蕃為同
78		点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	港湾局
79		清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	港湾局
83		点検保守委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	東京消防庁
92	0	(スマートメータの設置について) 給水装置工事請負単価契約における検査を適切に行うべきもの	水道局
107		(遊具安全点検委託について) 点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの	教育庁

【契約(仕様・積算)】

下水道局	(ファイナンス・リース契約に係る事務手続について) 月額リース料及び保守料の明細を記載した賃借内訳書を契約相手方に提出 させるよう仕様書に定めるべきもの)2	102
下水道局	(ファイナンス・リース契約に係る事務手続について) 保守対象の設定及び積算を適切に行うべきもの	1	101
交通局	ファイナンス・リース契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確 に区分して把握すべきもの	89	~
交通局	補修工事における仕様書を適正に作成し仕様書に基づいた完了検査を行うべきもの	87	
建設局	(野球場管理委託について) 災害のおそれなどの事由による使用中止の判断をすることについて仕様書とマニュアルに記載すべきもの	73	-1
建設局	公園の改修における設計委託について仕様を明確にすべきもの	71	~1
建設局	(ファイナンス・リース契約について) 再リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に 定めるべきもの	70	
建設局	(ファイナンス・リース契約について) ファイナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料等とを明確に 区分して把握すべきもの	69	•
建設局	(ファイナンス・リース製料について) 製約日途額の積算に当たりリース料と保守料等とに区分して算定すべきも の	68	•
産業労働局	ファイナンス・リース契約における契約目途額の積算を適正に行うべきも の	39	6.2
産業労働局	警備保安委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うべきもの	32	6.2
周	指摘事項件名	0. 重点	N _o .
		ı	ı

Ŋ.	重点	% 重点 指摘事項件名(※は意見・要望事項)	an l
σı	0	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について) 契約変更手続を適切に行うべきもの	都市整備局
6		(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について) 特殊製品組合せ費の運用を適正に行うべきもの	都市整備局
7		(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について) 特殊製品組合も費により計上できない経費について対応できるよう改善すべきもの	都市整備局
∞		(単価契約工事について)(測量委託について) 適正な工種により実施すべきもの	都市整備局
9		(単価契約工事について)(測量委託について) 工種「打合せ協議」の設定及び運用を適正にすべきもの	都市整備局
15		都営住宅の建設においてバリアフリー上必要な施設を当初から発注すべき もの	在 外 及 終 終
17	0	(介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営業務委託について) ※事業目標の達成に向けた委託業務内容の見直しについて	福祉局
18	0	(介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画連営業務委託について)総合評価力式における委託業務内容の変更を適切に行うべきもの	福祉局
24		医事業務等委託契約における事業評価を適正に実施すべきもの	福祉局
29		電子天ぴんの校正業務委託を一括して契約すべきもの	保健医療局
30		機械警備委託契約における鍵等の管理を適切に行うべきもの	保健医療局
31		Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行うべきもの	産業労働局
33		建築物の環境衛生上の維持管理を適正に行うべきもの	産業労働局
34		LED照明設置工事における契約手続を適正に行うべきもの	産業労働局
35		(樹木等の管理について) 樹木等の管理に係る契約を計画的に実施すべきもの	産業労働局
38		分割概算払による資金交付を適正に行うべきもの	産業労働局
46	0	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 利用者の安全を確保するため行うべき対処内容を指定管理者等に指示すべきもの	建設局
47	0	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 各公園等の管理者が漏れなくナラ枯れ被害木の対処を行っていることを確認すべきもの	建設局
48	0	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 被害予測に基づきナラ枯れ対策を行い経済的に安全を確保すべきもの	建設局
49	0	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討すべきもの	建設局
50	0	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 公園等の管理者に対し最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を具体的に指示すべきもの	建設局
51	0	(街路樹におけるナラ枯れ対策について) ナラ枯れ被害木の処分について適切な指示及び確認を行うべきもの	建設局
52	0	(街路構におけるナラ柱孔対策について) 街路梅のナラ枯れ被害について被害状況の把握と対処方針の決定や情報提供を行うべきもの	建設局

4
9
彦
_

86	85	80	76	75	74	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	No. 重点
(施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について) 守秘義務についてセキュリティ対策上厳格な管理を行うべきもの	(施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について) 再委託先の現場責任者及び作業担当者についての管理を適切に行うべきもの	安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行うべきもの	視察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの	船内装飾委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの	競争性を確保した契約方法により調査委託を行うべきもの	(清掃業務委託について) 合理的な理由に基づき委託内容を変更すべきもの	(清掃業務委託について) 委託内容の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの	廃棄物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に自ら委託すべきもの	街路樹剪定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変更手続を行うべきも の	葛西橋長寿命化工事の契約不適合責任の請求を行うべきもの	ろ材の交換及び循環ポンプの更新について一括して契約を行うべきもの	工事に必要な調整を速やかに行うなどして緊急起工によらずに工事を行うべきもの	(単価契約工事について) 実際に施工した内容のとおり工事費を支払うべきもの	(単価契約工事について) 即時性の認められない工事等について総価契約により施行すべきもの	(単価契約工事について)(特殊製品組合も費について) 正しい工種により工事を行うべきもの	(単価契約工事について)(特殊製品組合も費について) 特殊製品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を徴取すべきもの	(単価契約工事について)(特殊製品組合も費について) 想定できる工権を設定し単価を定めるべきもの	(単価契約工事について)(特殊製品組合も費について) 一者見積りによる単価設定を積算基準に基づき行うべきもの	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 工種として単価を定めていない内容の工事に当たり適正な方法により支払 うべきもの	
交通局	交通局	港湾局	港湾局	港湾局	港湾局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	建設局	周

令和5年11月28日(火曜日)

٩N	【契
异患	総
	(7
	70他)
	_

No. 重点

【財産管理】

36

(樹木等の管理について) 都有財産である樹木等について数量管理等を実施すべきもの

産業労働局

ı

中央餌売 市場 指摘事項件名

N _o .	重点	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	E E
91	0	(スマートメータの設置について) スマートメータを指定給水装置工事事業者に適切に支給すべきもの	水道局
94		工事請負単価契約について「単価契約業務発注の手引」を遵守し適正な事 案決定により対処すべきもの	水道局
95	0	(町屋幹線の整備工事における実施設計について) 実施設計において通過ルートを確定し設計図等を作成すべきもの	下水道局
96	0	(町屋幹線の整備工事における実施設計について) 実施設計において支障物調査を行うべきもの	下水道局
97	0	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について)工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行うべきもの	下水道局
98	0	(工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について) 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を見直すべきもの	下水道局
99	0	契約金額の変更に当たり設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十 分留意すべきもの	下水道局
100		雨水ポンプ棟の躯体の設計に当たり必要な開口を適正に設定すべきもの	下水道局
103	0	通信環境について通信帯域等に係る検討を適切に行った上整備すべきもの	教育庁
106		(遊具安全点検委託について) 点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの	教育庁
108		消火器の交換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの	教育庁
109		(通学路交通誘導警備業務委託について) 確実な履行を担保するための態勢を整えるべきもの	教育庁
110		(通学路交通誘導警備業務委託について) 業務従事者の把握を適切に行えるよう改めるべきもの	教育庁
111		非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの	教育庁
112		(GALI 数室等の管理について) インターネット接続契約における手続を適切に行うべきもの	教育庁
113		(CALL数室等の管理について) 授業用ソフトを経済的に導入すべきもの	教育庁

【シスラ

(教育財産の目的外使用許可について) 食堂等の運営に関する協定書の内容を遵守させるとともに必要に応じて見 直すべきもの

教育庁

(教育財産の目的外使用許可について) 使用料の減額手続を適切に行うべきもの

114 115

> (教育財産の目的外使用許可について) 事業者の公募に係る審査を適切に行うべきもの

43

0

(遊休施設の管理について) 経営計画等に則った有効活用を一層強化すべきもの 42

0

(遊休施設の管理について) 速やかな原状回復に向けて必要な記録を残すなど市場施設の適切な管理を 行うべきもの

> 中央卸売 市場

中央卸売 市場

教育庁

0

(遊休施設の管理について) 募集条件を整理し掲示等により空き室の情報提供を行うなど遊休施設の使用者の募集を有効に行うべきもの

No.	重点	指摘事項件名	F
14		業務用端末にデータの盗嫌防止措置を設定し適正に管理すべきもの	都市整備局
104	0	104 ○ (情報セキュリティ対策について) サイバーセキュリティ対策について) サイバーセキュリティ実施手順を適切に策定及び見直すべきもの	教育庁
105	105 ((情報セキュリティ対策について) 外部記憶媒体の管理舞等を適切に運用すべきもの	教育庁

[その他]

118	117	90	40	27	ω	2	No.
,				_	0	0	京重
給付型奨学金について交付対象生徒の保護者の私費に係る教育費負担が速やかに軽減されるよう給付型奨学金に係る事務処理を改めるべきもの	学校徴収金について前年度決算を十分に踏まえて教材費等の徴収金額を決定すべきもの	駅窓口において引継処理を漏れなく行うよう指導すべきもの	製造年から10年を経過した消火器について適正に対応すべきもの	AEDの管理を適切に行うべきもの	※6つの都立ミュージアムのホームページにおけるToMuCoに関する情報提供について	2 Tokyo Museum Collectionのホームページについて、提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮すべきもの	指摘事項件名(※は意見・要望事項)
教育庁	教育庁	交通局	産業労働局	福祉局	生活文化 スポーツ局	生活文化 スポーツ局	局

No.

業務委託契約における概算払の精算を適正に行うべきもの

福祉局

指摘事項件名

港湾局

【会計処理

東京都財務諸表等の監査

監査の目的

び附属明細書)が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施 (貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及 令和4年度の各会計の歳入歳出決算を補完する資料として作成される東京都財務諸表

監査対象及び期間

N

東京都財務諸表(一般会計及び17特別会計)及びその基となる「局別会計別財務諸

局別会計別財務諸表 令和5年8月2日及び3日 に対し、各局及び会計管理局において監査を実施した。

東京都財務諸表 令和5年8月21日

監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
- 「財産に関する調書」との突合
- 当期の増減について関係書類(購入原議等)との照合(抽出による)
- 滅価償却計算に関する検証 (抽出による)

について、計上額や算定の根拠となる計数を確認 不納欠損引当金、貸倒引当金、投資損失引当金、 退職給与引当金及び賞与引当金等

特異科目の検証

政費用など)について、計上した理由や妥当性を検証 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目(その他行

4 監査の結果

おいて東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。 監査の対象とした財務諸表については、前記の方法により監査した限り、重要な点に

計上誤りが4局で1億余円となっていた。 仮勘定の計上誤りが2局で26億余円、債権の計上誤りが2局で9億余円、重要物品の 12局で問題点が認められた。例えば、公有財産の計上誤りが7局で28億余円、建設 ム及び物品管理システムと貸借対照表との整合性等について、監査対象とした25局中

なお、局別会計別財務諸表の監査日において、財務諸表間の整合性、財産情報システ

いて指摘事項としている。 算附属書類に誤りがあることが判明したことから、各会計歳入歳出決算審査意見書にお を確認したが、公有財産及び重要物品の登載漏れ、過大登載等については、歳入歳出決 これらについては、東京都財務諸表において一部を除いて監査期間中に修正したこと

いて措置中であるが、早急な対応が望まれる。 際に、取得価格に含める範囲に大きなばらつきが認められたため、取得価格の考え方及 れている。このことに関して、令和3年定例監査において、著作権を公有財産登録する び財務諸表の資産計上について意見・要望事項としたところであり、現在、関係局にお 122億余円のうち120億余円となっており、令和4年度には7億余円が新規登録さ また、貸借対照表における固定資産のうち著作権については、その他無形固定資産

財務諸表をより正確に作成するため、各局において適切な事務処理を徹底されたい。

舥 ω 監査の結果(局別)

能。 監査の結果 (馬別)

【重点監査事項】

重点監査事項の選定理由、着眼点及び結果の概要は、以下のとおりである

圆名

政策企画局 テーマ 海外広報の推進について

り、シン・トセイ 3 都政の構造改革 QOS アップグレード戦略 version up 2023 で各局リーディン に戦略的に発信する「都政プロモーション」(令和4年度予算:4.5億円(新規))に転換してお 海外広報は、「伝わる広報」の実現に向けて、従来の広報から、都の強みや魅力を海外主要都市

グ・プロジェクトにもなっている。

広報機能の集約による相乗効果が期待される。 元化され、戦略広報部が設置されたことに伴い、海外に都の施策や東京の魅力を発信するに際して これらが効果的かつ適切に行われているか検証した。 また、令和4年度に政策企画局の戦略広報・海外広報・報道対応と旧生活文化局の広報広聴が一

【着眼点】

- 実績は計画のとおりに進捗しているか。また、見直し及び改善は行われているか
- メディアミックスとメディア間の連携が効果的に行われているか
- 組織改正に伴い、広報機能の集約による相乗効果は発揮されているか

【結果の概要】

個人情報の安全管理等のセキュリティ対策、利用方法等は適切か

められるとともに、SNS やウェブ記事など各々のメディアがもつ広報手法の特色を活かしつつ連携 内の戦略広報担当の連携・協力による情報発信の取組といった広報機能の集約による相乗効果が認 カウント運営を行うなど、課題の改善に取り組んでいることを確認した。また、国際広報担当と国 水準で実績をあげており、フェイクニュース防止等のため、常に最新の情報を取り入れた SNS のア 監査を行った結果、海外広報の推進については、計画のとおりに進捗し、おおむね目標を上回る

ティ対策等として、メールアドレスの管理、利用及び消去が適切に行われていることを確認した。

した上で、海外広報全体として最適化を図っていることを確認した。さらに、個人情報のセキュリ

配名 [選定理由] 子供政策連携室 ナーマ 子供に対する情報発信等の取組について

対しては、子供政策連携室が核となり、政策分野の垣根を越えて関係局からなる推進チームを組成 **づき、新しい施策を企画立案し、各局へ提案するとともに、既存の枠組みでは対応が困難な課題に** 合的に推進する体制を構築するため、子供政策連携室が設置された。子供の意見やエビデンスに基 令和4年4月、東京都こども基本条例を踏まえ都の政策全般を子供目線で捉え直し、子供政策を総 リーディングプロジェクトとして組織横断的に取り組んでいる

る情報発信」や「子供の意見を聴取し事業に反映させるための仕組み」についての取組状況を検証 推進チームの取組の多くは令和5年度に本格化することから、現時点で実施中である「子供に対す

- 子供に対する情報発信は適切に行われているか
- ② 子供の意見を聴取し事業に取り込む仕組みは適切か

結し、適切に取り組んでいることを確認した。 握・分析し、都の政策へ反映させることを目的として、「子供に関する定点調査業務委託契約」を締 子供の意見を聴き取り事業に取り込む仕組みについては、子供が目頃感じていることを定期的に把 にふりがなを付す機能や、日本語を母語としない子供達への表記を行っていることを確認した。また、 となるよう改善を重ねたほか、ホームページの記載について、低学年の児童も理解出来るように漢字 について、都内小学校での意見聴取やアンケート実施など、様々な場面で子供からの意見を聴取した 上た、コンテンツを制作し、開設後も継続して子供の意見を聴取して子供に伝わりやすいコンテンツ 監査を行った結果、室は、子供に対する情報発信の取組の一つとして、東京都こどもホームページ

洞名 総務局

ナーマ 都庁舎警備のデジタン化について

【選定理由】

ディレベルを向上させるため令和4年度にシステム改修に着手した ムにおける画像認識技術の活用により、不審者・不審物等の自動検知による早期発見などセキュリ 用面の検証を行い、令和4年度に都庁舎警備への試行導入を行っている。また、防犯カメラシステ 局は、警備ロボットについて、令和2年度から令和3年度にかけて、警備ロボットの機能面と運

の改修を行い、更なる都民サービスの向上にも努めている。 さらに、局は、令和2年に開始した入庁手続の電子化について、令和4年度に来庁者受付サイト

させつつ、安全策等が適切に講じられているかなどについて監査を行った。 こうしたデジタル技術の活用により、警備業務の効率化が図られているか、 都民サービスを向上

- 警備ロボットの有用性に係る効果検証を踏まえたデジタル化の推進が図られているか
- 運用に準じて厳重に管理し、配備期間終了後、速やかに削除されているか 警備上、警備ロボットが撮影した画像、映像データ等の個人情報は、庁内既設の防犯カメラの
- 来庁者の入庁手続等安全対策を適切に実施しているか
- 適正な契約手続・経理手続等は実施されているか

【結果の概要】

6年度からの本格導入に向けて準備を進めている **試行運用を行い、これまでの警備に警備ロボットを組み合わせた警備体制の実効性を確認し、令和** ロボットの導入について、局は、機能面から運用面へと段階的に検証を行った上で、令和4年度に 監査を行った結果、 「未来の東京」戦略 version up 2023(2023 年 1 月) に掲げられている警備

に削除されていることを契約関係書類により確認した。 警備ロボットが撮影した映像データ等の個人情報は、適切に管理され、配備期間終了後、速やか

また、来庁者の安全対策、契約手続等についても問題点は認められなかった。

(注) 燃料、熱又は電気の使用に伴って排出される二酸化炭素をいう

所や事業における省エネ・再エネ拡大の取組が求められる。

【選定理由】	전 1년 - X2 4월 / H	巨夕
	ネルギー拡大への取組について	都庁本庁舎における省エネルギー・再生可能エ

都民や事業者の共感と協働を得るためには、都庁自らの率先行動が重要であり、都の庁舎・事業 ゼロエミッション東京の実現のためには、都民や事業者の共感と協働が不可欠である

内容と成果について監査を行った。 財務局においては都庁本庁舎における省エネ・再エネ拡大への取組を行っていることから、

 Θ

- 都庁舎の省エネ対策は適切に行われているか
- 「電力供給多元化の取組」に係る契約・運用は適切か
- 「都有地活用型太陽光発電設備設置事業」の募集・契約は適切か

【結果の概要】

ける発電事業を新規に開始するなど省エネルギー・再生可能エネルギー拡大に向けて取り組んでい 舎の省エネ対策を進め、東日本大震災を契機に取り組み始めた電力供給多元化と併せ、都有地にお 監査を行った結果、局は、特定温室効果ガス(注)排出量の削減目標を達成することにより都庁

> デジタルサービス局 ナーマ

スマート東京の先行実施エリア(西新宿)の取 徴
バ
し
に
ト

【選定理由】

施戦略」を策定し都庁横断的に取組を推進している。 局は、「スマート東京(注)」実現に向けた施策を具体化・加速化させるため「スマート東京実

において、5G と先端技術を活用した分野横断的なサービスの都市実装を目指して、様々な取組を 等参加型モデルを構築しており、 「スマート東京」の実現に向け、5 つの先行実施エリアで、それぞれの地域特性を活かした住民 そのうち局がスマートシティ協議会の事務局を行っている西新宿

で調査や検討等の業務委託を行っていることから、契約手続が適切に行われているかを併せて確認 このため、西新宿における令和4年度の取組の状況を検証するとともに、事業を実施していく上

(令和4年度事業費約7億9千万円)

(注) デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる都

着眼点

- 先行実施エリア (西新宿) の取組は適切に行っているか
- 先行実施エリア(西新宿)の取組を踏まえた検証を行っているか
- 委託契約は適切に行われているか

【結果の概要】

材創出事業など適切に取組を行っていた。 おいて 56 などの先端技術を取り入れるスマートポール(注)事業、自動運転及び産学公連携 DX 人 監査を行った結果、局は、 「スマート東京実施戦略」に基づき、先行実施エリアである西新宿に

のコミュニケーションなどの課題を把握するとともに対応案等を報告させるなどにより検証してい また、取組に対しては、それぞれの委託契約で他エリアへの展開方法、自動運転技術、参加者間

以上により、適切に事業を進めていることを確認した。

(注) 56 アンテナ基地局、高速 Wi-Fi、センサー等を備えた次世代都市インフラ

局名 【選定理由】 主税局 ų 子育て支援に向けた税制支援について

局は、都の待機児童問題解消に向けた取組を税制面から支援するため、都税の減免措置を実施し

税・都市計画税及び事業所税を対象としており、令和3年度における減免実績は、合計で約1億円 認証保育所に対する都税の滅免制度(平成13年度創設)については、不動産取得税、固定資産

和3年度における実績は、約5億8,000万円に上った。また、適用期限を令和7年4月1日まで延 受けた者が保育所等として使用する土地に対する固定資産税・都市計画税の減免を行っており、令 長することとされた。 民有地を活用した保育所等整備促進税制(平成29年度創設、時限措置)については、有料で借り

あわせて、これらの減免制度についての周知が適切に行われているかについても、監査を行っ このため、これらの域免手続が適正に行われているかについて、監査を行った。

【着眼点】

- 正に行われているか 認証保育所に対する、 不動産取得税、固定資産税・都市計画税及び事業所税の減免手続は、
- 行われているか 民有地を活用した保育所等整備促進税制に係る固定資産税・都市計画税の減免手続は、適正に
- 上記域免制度についての周知は、適切に行われているか

所管局である福祉局からの情報提供を受けた上で、適正に減免手続を行っていることを確認した。 について、局が、滅免申請書及び添付資料を精査し、適宜現地調査も行いつつ、子育て支援事業*の* も連携した広報の展開により、当該滅免制度についての周知が適切に行われていることを確認し 監査を行った結果、認証保育所に対する都税の減免及び民有地を活用した保育所等整備促進税制 局ホームページや都税事務所におけるチラシ等による周知のほか、福祉局等の関係部門と

> 洞名 生活文化スポーツ局 ナート 東京文化戦略 2030 について

重点的に取り組む施策を示している 局は、「東京文化戦略 2030」を策定し、 2022 年度から 2030 年度までの都の文化行政の方向性や

変化を受けて、デジタルテクノロジーの活用を推進していくとしている。 この中で、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展などによる芸術鑑賞の在り方の

財団法人東京都歴史文化財団と連携して適切に事業が行われているかについても、監査を行った。 あわせて、同戦略で掲げられている、多様なジャンルでの芸術文化の創造の支援について、公益

賞を安全に楽しめるような対策が講じられているかについて、監査を行った

このため、都立文化施設のデジタルシフトが計画どおり進められているか、

また、リアラムの鏑

- 「TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト」は、計画どおり進められているか
- 都立文化施設におけるリアルでの鑑賞を安全に楽しむための対策は、講じられているか

0

局及び公益財団法人東京都歴史文化財団による助成事業の実施は、適切になされているか

【結果の概要】

いて、防災設備の点検状況や避難経路等の現場視察を行い、適切に講じられていることを確認し られていることを確認した。また、各種安全対策については、東京文化会館及び東京都美術館にお 監査を行った結果、都立文化施設における情報通信基盤整備については、計画どおり工事が進め

施のための委託契約や助成手続等について、適切に行われていることを確認した。 しかしながら、都立ミュージアムの収蔵品データの公開に係るホームページについて、一部改善 さらに、芸術文化魅力創出助成事業を抽出し、公益財団法人東京都歴史文化財団による事業実

や検討を求めるべき事項が見受けられた

∞ № Θ

の日常生活と関わりの深い乗合バス事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者及び乗合バス事業者に対し、支援金を交付するものである。
中請受付期間は合和4年12月1日から合和5年2月24日までであり、支援金の交付までの標準事務

申請受付期間は令和 4年 12 月 1 日から令和 5 年 2 月 24 日までであり、支援金の交付までの標準事務処理期間をおおむね 1 か月としていることから、この事業が適時適切に実施されているかを検証することは、時宜に応じたものである。

支援内容>

要件を満たす対象車両1台当たり

- ・23,000 円(一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車【緑ナンバーのトラック等】)
- ・8,000円(貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車【黒ナンバーのトラック等】)
- · 35,000 円(一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車【緑ナンバーのバス】)
- 2012の1・1、 2012年1日 1914年 1214年 1212年 1212年

29 億 9,800 万円(うち支援金 25 億円)

着眼点

- 制度設計は適切か
- 事業の周知方法等は適切か
- 支援金の審査及び交付は適正に行われているか
- 委託契約は適切に行われているか

【結果の概要】

監査を行った結果、都市基盤部は、本事業を実施するに当たり、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰 緊急対策事業支援金交付要綱」を制定しており、本要綱で定める支援金の対象車両や交付額は、事業の 趣旨・目的に沿って設定していることを確認した。

周知方法等については、局ホームページへの掲載、対象事業者への説明会、業界団体への呼び掛けなど、その時点で考え得る方法で実施していることを確認した。また、個人事業主等への周知として、都内主要物流ターミナル内におけるポスター掲示やチラシ配布等を行ったことを確認した。

支援金の審査及び交付については、貨物運送車両と乗合バスを合わせて13万台以上の支援台数が想定される中、受け付けた全ての申請を合和4年度中に交付決定していることを確認した。その結果、支援金の交付実績は、交付件数3,098件、交付金額13億9,401万6,000円となり、中小貨物運送事業者及び乗合バス事業者の経営を下支えした。しかしながら、事業期間が短かったことなどから、申請した事業者は6割程度にとどまった。

委託契約については、積算に一部誤りがあるものや、契約締結に日数を要したことに伴う契約変更手続を行っていないものが認められたため、改善を求めた。

局名 住宅政策本部

空き家施策推進事業について

ナーマ

【選定理由】

都内の空き家数は約81万戸で、このうち、一般に管理が行き届かない可能性が高い長期不在等の「その他の住宅」は、約18万戸あり、増加傾向にある。今後、少子高齢化の一層の進展、人口・世帯数の減少が見込まれる中、空き家が更に増え、防災、防犯等の面から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

本部では、①適正管理、②有効活用、③発生抑制の3つの柱、これらに共通する④普及啓発・相談体制の整備の観点から、空き家利活用等区市町村支援事業、エリアリノベーション推進支援事業、民間空き家対策東京モデル支援事業等において、空き家対策の実施主体である区市町村、民間業、民間空き家対策東京モデル支援事業等において、空き家対策の実施主体である区市町村、民間事業者等が行う個々の取組に対して財政支援を行うとともに、区市町村に対して技術支援を行うなど、連携を図りながら空き家対策を進めている。

このため、空き家施策推進事業の取組の状況について、監査を行った。

看眼点】

- 事業実績の把握等の効果検証は適切に行われているか
- 区市町村、民間事業者等への支援は適切に行われているか

0

- 区市町村、民間事業者等への補助事業は適切に行われているか
- 事業執行に関する契約手続は適切に行われているか

吉果の概要]

監査を行った結果、本部は、区市町村の計画、取組状況、要望を調査、アンケートの実施などにより把握している。

空き家利活用等区市町村支援について、区市町村に普及し、各自治体で展開されるようになった 取組を、令和4年度に新たにメニュー化し、補助対象経費、交付額の限度等の基準を定めるなど補 助事業の見直しを行っていること等を確認した。

民間空き家対策東京モデル支援事業について、事業最終年度の令和4年度は4事業を採択し、民間事業者による空き家対策の取組を都が支援したことを確認した。また、本部では、当該モデル事業の成果を踏まえ、令和5年度に、課題解決につながる空き家活用支援を目的とする新たな補助事業を実施するとともに、空き家対策に取り組む民間事業者の裾野を広げるためのシンポジウムを開催することとしている。

東京都空き家対策連絡協議会(都及び区市町村)は、令和4年度に2回開催され、他自治体の取組事例の共有や専門家による勉強会の開催、意見交換等を実施した。また、ワーキンググループは、年度内に4テーマ各3回開催され、区市町村の抱える課題について、情報交換や共同検討を実施した。これらの取組により技術支援を行っていることを確認した。

補助事業について、補助要綱及び東京都補助金等交付規則の定めるところにより、適切に補助金が交付されていることを、監査を実施した限りにおいて、確認した。